

公告第879号

選定理事補欠選挙の投票を行わないことについて

令和5年1月20日に執行する選定理事補欠選挙については、選定理事の候補者が選挙せられるべき理事の定数を超えないため投票は行いません。

よって、選挙執行規程第53条第2項の規定により公告します。

選挙する選定理事の定数は2名で、立候補者数が2名と選挙すべき理事の定数を超えない為、選挙執行規程により無投票選挙となります。

なお、当選理事は別途公告いたします。

令和5年1月18日

ダイハツ健康保険組合
理事長 竹田 眞也